

# 令和8年度 鮭川村水質検査計画



## 目次

1	基本方針	2
2	水道事業の概要	2
3	水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況	2
4	採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	2
5	水質検査方法	5
6	臨時の水質検査	5
7	水質検査の自己／委託の区分	6
8	水質検査計画及び検査結果の公表	6
9	関係者との連携	6
10	配水系統図	7

## 1 基本方針

鮭川村では、安全・安心な水道水を利用していただくため、年間の水質検査計画を策定し、水質検査を実施していきます。

- ① 検査地点は、水質基準が適用される蛇口及び水源とします。
- ② 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及びお客様に提供している水道水が安全で良質であることを確認するために鮭川村が独自に行う水質項目とします。
- ③ 検査頻度は、水道法に基づく色及び濁りならびに消毒の残留効果に関する検査については毎日行います。また、水質基準項目については、概ね月1回以上とされている項目については月1回、その他の項目については、概ね3ヶ月に1回とします。

## 2 水道事業の概要

鮭川村では、平成26年4月1日より、4箇所の簡易水道施設（鮭川、曲川、芦沢、牛潜）と1箇所の飲料水供給施設（木の根坂）を経営統合し、1つの簡易水道として管理運営しています。令和7年3月31日時点の村全体人口に占める村が直接管理する水道施設の普及率は、96.83%です。

令和6年度実績

(単位：m<sup>3</sup>)

	一日当たりの		年間給水量	給水人口 (人)
	最大給水量	平均給水量		
鮭川地区	1,424.7	1,258.4	489,697.0	2,828
曲川地区	142.1	67.7	24,725.0	186
芦沢地区	33.5	30.5	11,147.0	119
牛潜地区	109.8	92.4	33,734.0	328
木の根坂	5.5	4.4	1,628.0	20
合計	1,715.6	1,453.4	560,931.0	3,481

## 3 水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況

水源は、地下水（井戸）及び伏流水を使用しています。各施設の原水及び浄水の水質とも良好で、水質基準の範囲内です。水処理については、急速ろ過方式（2施設）と塩素消毒のみ（3施設）で行っています。水源の水量は、季節により増減しますが通年的には安定しています。

## 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

採水地点は、各水道施設がある給水栓からとします。

検査項目及び検査頻度については、「水道検査計画」策定のための手引書をもとに決定します。ただし、3年に1回に省略可能な検査であっても、安全性確保のため年1回検査をします。

地区名	採水地点
鮭川地区	鮭川村大字佐渡字日下地内
曲川地区	鮭川村大字曲川字上野地内
芦沢地区	鮭川村大字曲川字下芦沢地内
牛潜地区	鮭川村大字京塚字上牛潜地内
木の根坂地区	鮭川村大字曲川字木の根坂地内

回／年

	定期検査項目	検査回数減の可否	基本検査頻度	鮭川	曲川	芦沢	牛潜	木の根坂	検査頻度設定理由等
1	一般細菌	×	12	12	12	12	12	12	省略できない項目です。 1ヶ月1回の検査です。
2	大腸菌	×	12	12	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため
4	水銀及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	水源に汚染源が存在しないため。
5	セレン及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	○	4	1	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	○	4	4	4	4	4	4	水質基準変更のため H26～
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4	4	4	4	4	4	省略できない項目です。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
12	フッ素及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	水源に汚染源が存在しないため。
13	ホウ素及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
14	四塩化炭素	○	4	1	1	1	1	1	水源に汚染源が存在しないため。
15	1,4-ジオキサン	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
17	ジクロロメタン	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
18	テトラクロロエチレン	○	4	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	○	4	1	1	1	1	1	

	定期検査項目	検査回数減の可否	基本検査頻度	鮭川	曲川	芦沢	牛潜	木の根坂	検査頻度設定理由等
20	PFOS 及び PFOA	○	4	1	1	1	1	1	年に 1 回以上検査を行います。
21	ベンゼン	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
22	塩素酸	×	4	4	4	4	4	4	省略できない項目です。
23	クロロ酢酸	×	4	4	4	4	4	4	
24	クロロホルム	×	4	4	4	4	4	4	
25	ジクロロ酢酸	×	4	4	4	4	4	4	
26	ジブロモクロロメタン	×	4	4	4	4	4	4	
27	臭素酸	×	4	4	4	4	4	4	
28	総トリハロメタン	×	4	4	4	4	4	4	
29	トリクロロ酢酸	×	4	4	4	4	4	4	
30	ブロモジクロロメタン	×	4	4	4	4	4	4	
31	ブロモホルム	×	4	4	4	4	4	4	
32	ホルムアルデヒド	×	4	4	4	4	4	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	過去において水質基準内です。
34	アルミニウム及びその化合物	○	4	1	4	1	1	4	過去において水質基準内の箇所は省略項目です。
35	鉄及びその化合物	○	4	1	4	1	1	1	過去において水質基準内です。
36	銅及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	水源に汚染源が存在しないため。
37	ナトリウム及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	
38	マンガン及びその化合物	○	4	1	1	1	1	1	過去において水質基準内です。
39	塩化物イオン	×	12	12	12	12	12	12	省略できない項目です。
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	4	1	1	1	1	1	水源に汚染源が存在しないため。
41	蒸発残留物	○	4	4	4	1	4	4	
42	陰イオン界面活性剤	○	4	1	1	1	1	1	
43	ジェオスミン	×	※	1	1	1	1	1	※原因藻類発生時期に月に 1 回以上実施します。
44	2-メチルイソボルネオール	×	※	1	1	1	1	1	
45	非イオン界面活性剤	○	4	1	1	1	1	1	過去において検出されていないため。
46	フェノール類	○	4	1	1	1	1	1	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	×	12	12	12	12	12	12	省略できない項目です。
48	pH 値	×	12	12	12	12	12	12	

	定期検査項目	検査回数減の可否	基本検査頻度	鮭川	曲川	芦沢	牛潜	木の根坂	検査頻度設定理由等
49	味	×	12	12	12	12	12	12	省略できない項目です。
50	臭気	×	12	12	12	12	12	12	
51	色度	×	12	12	12	12	12	12	
52	濁度	×	12	12	12	12	12	12	
	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	毎日検査する項目です。
	濁り	×	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	
	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	
	放射性物質			4	—	—	—	—	3カ月に1回以上検査を行います。

〇クリプトスポリジウム等の汚染防止のため、原水の指標菌検査を年4回以上実施します。

## 5 水質検査方法

水道法第4条第2項の規定に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）で定められた方法により専門機関に委託して検査します。また、放射性物質検査についても併せて委託します。

## 6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②浄水過程に異常があったとき
- ③水道施設及び周辺が著しく汚染された恐れがあるとき
- ④その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、水源地、浄水場、配水池及び給水栓からとします。さらに、確認のため異常値が確認された場所から離れた別の地点についても検査します。

また、水の濁り、異臭味など苦情があった場合も必要に応じて検査を行います。

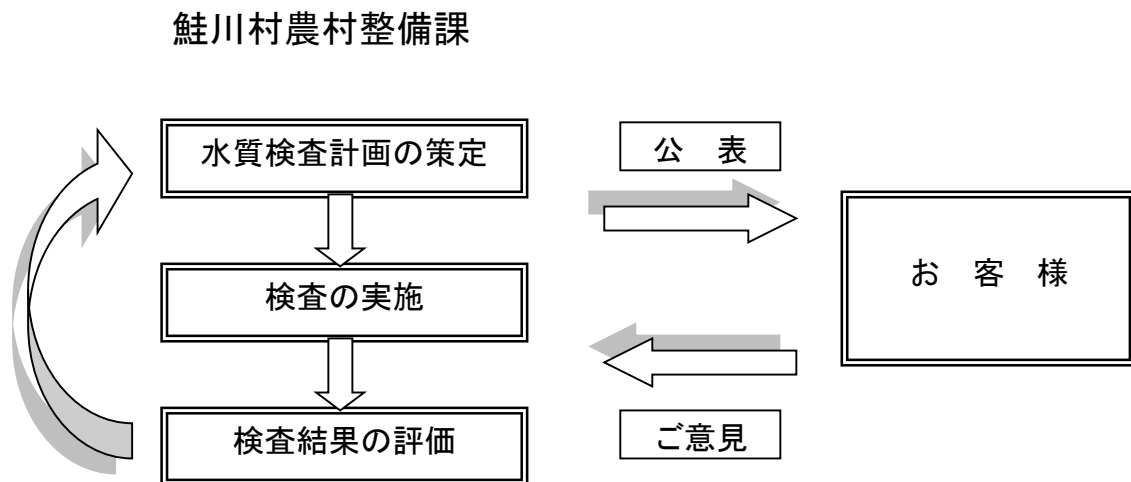


## 7 水質検査の自己／委託の区分

- ①「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目については、毎日検査を行います。
- ②原水及び給水の「水質基準項目」などについては、厚生労働省20条登録の専門の検査機関に委託して検査を行います。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

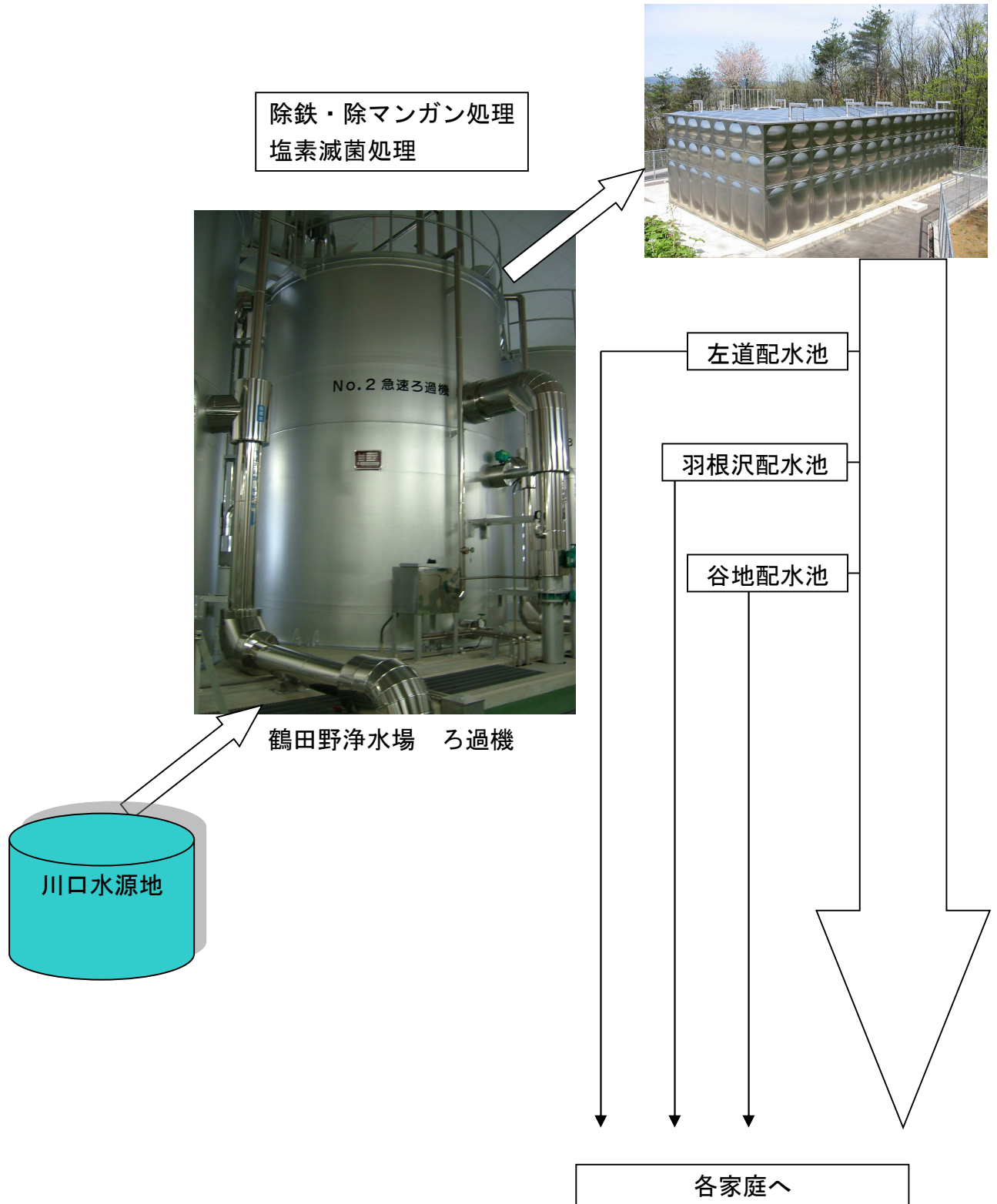
水質検査計画および水質検査結果については、ホームページ上および役場掲示板にて公表します。水質検査計画は、毎年作成します。



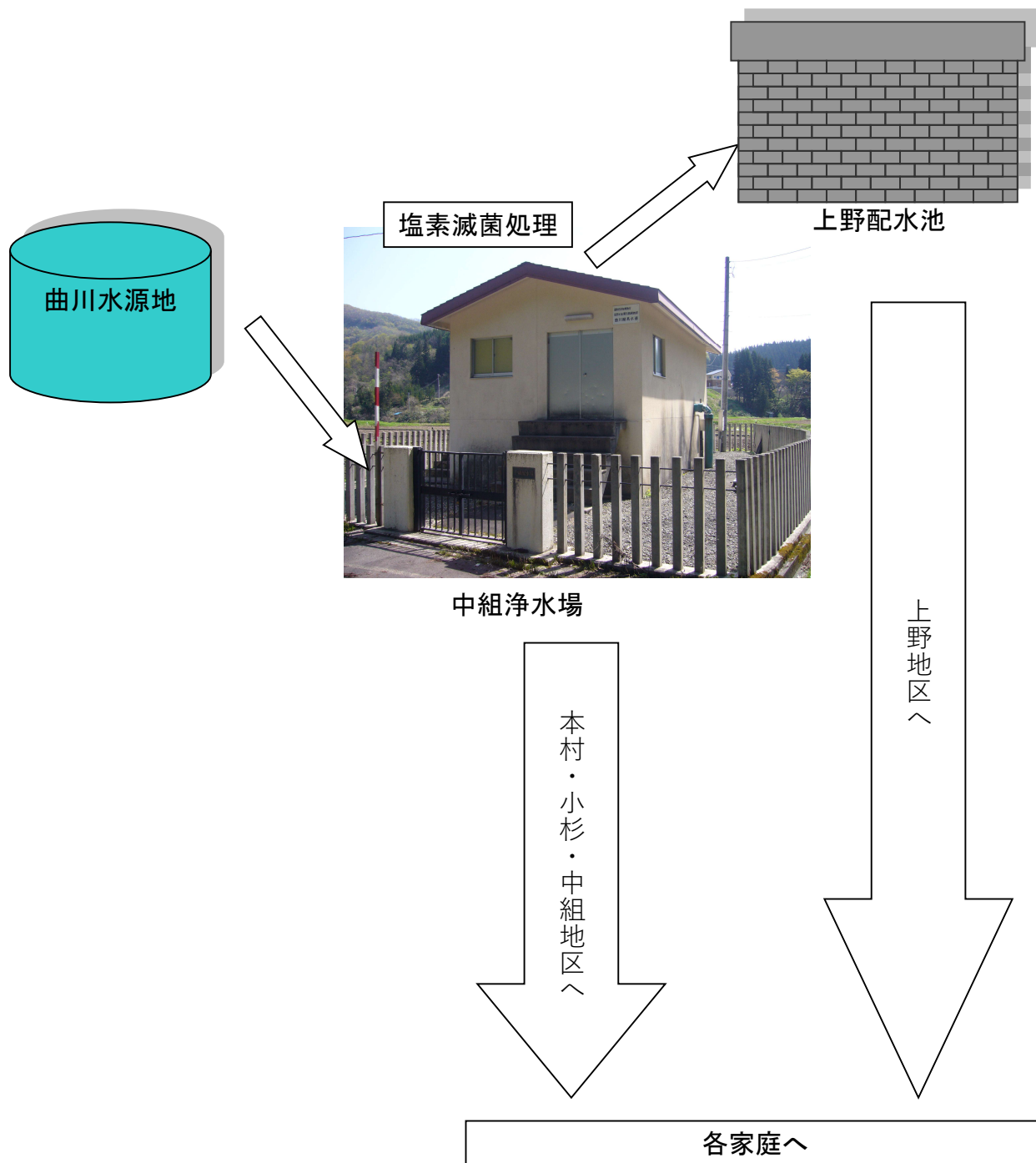
## 9 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、県食品安全衛生課、最上保健所と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

# 鮭川地区水道配水系統図

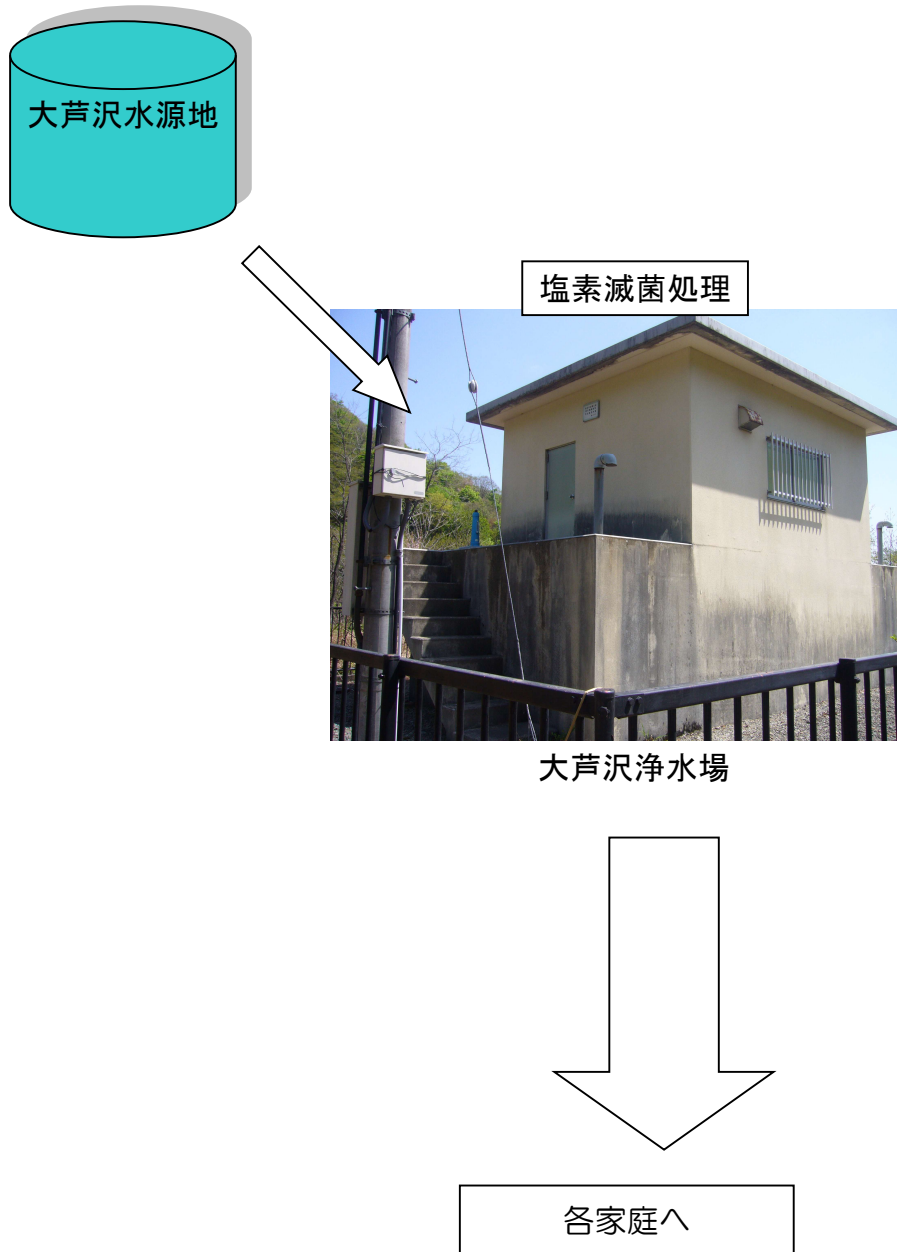


# 曲川地区水道配水系統図



## 芦沢地区水道配水系統図

※令和6年7月豪雨により水源地が被災したため、令和8年3月1日現在、河川水を利用し仮設浄水施設で処理した水道水を供給しています。

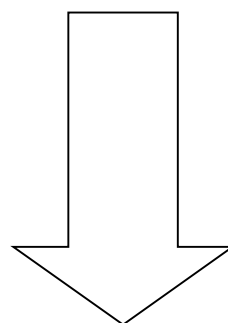
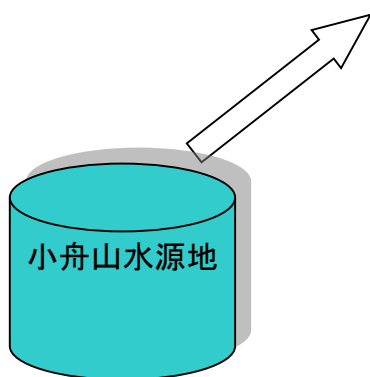


# 牛潜地区水道配水系統図

塩素滅菌処理

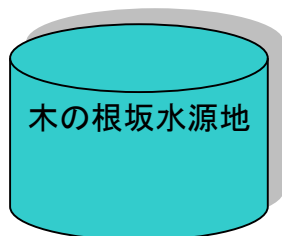


牛潜浄水場



各家庭へ

# 木の根坂地区配水系統図



木の根坂浄水場

